

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を經營したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)				開始予定日		令和 年 月 日		
ふりがな								
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)		(通称名:)						
代表者氏名								
住所 (主たる事務所の位置)								
電話番号								
事業計画の内容(住所と同じ場合は、口欄にチェックを入れる)								
営業所の名称及び位置								
営業所名		位置						
		☐ 住所に同じ						
事業用自動車の種別ごとの数								
	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
自動車車庫の位置及び収容能力								
位置						営業所からの距離	収容能力	
☐ 住所に同じ						m	m ²	
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力								
位置						収容能力		
☐ 住所に同じ						m ²		
運送約款(該当する口欄にチェックを入れる)								
☐ 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)								
☐ 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)								
☐ その他運送約款								

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

北陸信越運輸局	運輸支局長 殿
宣 誓 書	
☐ 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。	
☐ 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。	
☐ 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。	
令和 年 月 日	住所 氏 名 (名称)

1. 届出日の欄
経営届出書を運輸支局に提出する日を記入してください。
2. 開始予定日の欄
事業を始める日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の正式名称を記入してください。(記入例:株式会社 〇〇運送)
 - (3)事業経営上、通称名を使用する場合は、(通称名:)の欄に、その名称を記入してください。(記入例: 〇〇 運送)
4. 代表者氏名の欄
法人名義で事業を行う場合は、代表者の氏名を記入してください。(記入例:代表取締役 〇〇 一郎)
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、その方の住所を記入してください。
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄
連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 営業所の名称及び位置
 - (1)営業所名の欄
事業用自動車を配置する営業所の名称を記入してください。
(記入例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或いは 〇〇運送といった記入が考えられます。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
 - (2)位置の欄
当該営業所の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (3)営業所が複数有る場合の記入等方法
2ヶ所目以降の営業所については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 事業用自動車の種別ごとの数
 - (1)営業所ごとの事業用自動車の種別ごとの数を、該当する欄に記入してください。
注)種別のうち、
 - ・軽(普通)とは、軽自動車で霊枢及び二輪以外の自動車のことです。
 - ・軽(霊枢)とは、軽自動車で霊枢自動車のことです。
 - ・二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のもので。
 - (2)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
9. 自動車車庫の位置及び収容能力
 - (1)位置の欄
事業用自動車の車庫の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (2)収容能力の欄
車庫の面積を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
10. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。
11. 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
 - (1)標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の□にレ点してください。
 - (2)標準運送約款以外の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の□にレ点してください。なお、この場合は、当該運送約款を添付することが必要となります。
12. 運行管理体制を記載した書面
 - (1)所属営業所名の欄
上記営業所の名称を記入してください。
 - (2)運行管理の責任者氏名の欄
上記営業所における、日常の運行管理責任者の氏名を記入してください。
(記載例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した責任者の氏名を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。
13. 宣誓書
自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないこと、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

貨物軽自動車運送事業経営届出書補助様式

事業計画の内容									
営業所の名称及び位置									
営業所名		位置						運行管理責任者	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
事業用自動車の種別ごとの数									
		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
1	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
2	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
3	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
4	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
5	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
6	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
自動車車庫の位置及び収容能力									
位置							営業所からの距離	収容能力	
1	☐ 営業所に同じ						m	m ²	
2	☐ 営業所に同じ						m	m ²	
3	☐ 営業所に同じ						m	m ²	
4	☐ 営業所に同じ						m	m ²	
5	☐ 営業所に同じ						m	m ²	
6	☐ 営業所に同じ						m	m ²	
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力									
位置							収容能力		
1	☐ 営業所に同じ						m ²		
2	☐ 営業所に同じ						m ²		
3	☐ 営業所に同じ						m ²		
4	☐ 営業所に同じ						m ²		
5	☐ 営業所に同じ						m ²		
6	☐ 営業所に同じ						m ²		

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和	年	月	日
ふりがな						
氏名又は名称	(通称名:)					
代表者氏名						
住 所						
電話番号						

届 出 内 容

- ① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置) ④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)
② 代表者 ⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力
③ 営業所の名称及び位置 ⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力

記載欄	営業所名	新		旧	
①					
②					
③					
④		軽(普通)	両 (名)	軽(普通)	両 (名)
		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)
		二 輪	両 (名)	二 輪	両 (名)
⑤		位 置		位 置	
		営 業 所 か ら の 距 離	m	営 業 所 か ら の 距 離	m
		収容能力	m ²	収容能力	m ²
⑥		位 置		位 置	
		収容能力	m ²	収容能力	m ²

☐ 廃止届出 ☐ 譲渡届出 ☐ 分割届出 ☐ 合併届出 ☐ 死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)

変 更 理 由 等

--

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

宣 誓 書

- ☐ 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
☐ 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
☐ 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(名称)

貨物軽自動車運送事業の経営変更等届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄

変更届出書を運輸支局に届出する日を記入してください。

2. 変更予定日の欄

変更を予定する日を記入してください。

また、事業の廃止、譲渡及び分割の届出の場合はそれぞれの日を記入し、合併の届出の場合は合併の日を記入し、死亡の届出の場合は被相続人の死亡の日を記入してください。

3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄

(1) 個人名義で事業を行っている場合は、その方の氏名を記入してください。(記入例: ○○ 一郎)

なお、事業を行っている方の氏名を変更している場合は、変更後の氏名を記入してください。

また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の氏名を記載し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の氏名を記入してください。

(2) 法人名義で事業を行っている場合は、会社の名称を記入してください。(記載例: 株式会社 ○○運送)

なお、商号変更により名称を変更している場合は、変更後の名称を記入してください。

また、譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、事業を承継した法人の名称を記入してください。

4. 代表者氏名の欄

法人名義で事業を行っている場合に、代表者の氏名を記入してください。

また、代表者を変更している場合は変更後の代表者の氏名を記入してください。

5. 住所(主たる事務所の位置)の欄

(1) 個人名義で事業を行っている場合は、その方の住所を記入してください。

住所を変更している場合は、変更後の住所を記入してください。

また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の住所を記入し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の住所を記入してください。

(2) 法人名義で事業を行っている場合は、その会社の本社所在地を記入してください。

会社の住所(本社所在地)を変更している場合は、変更後の本社所在地を記入してください。

また、譲渡、分割及び合併した場合は、事業を承継した法人の本社所在地を記入してください。

6. 電話番号の欄

住所地の電話番号等で、事業に関して連絡先となる電話番号を記入してください。

7. 届出等内容

(1) 項目番号の欄

① 届出内容の番号に該当する記入欄について、変更後の該当内容を新の欄に記入し、変更前の内容を旧の欄に記入してください。

なお、③～⑥の営業所名の欄には、変更に係る営業所の名称を記入してください。

② 譲渡、分割及び合併した場合又は死亡届出とともに届出人が事業を相続する場合は、事業を承継した後の事業計画を各欄の新に記入してください。

(2) 廃止、譲渡、分割、合併及び死亡の届けでの場合は、該当するものの口にレ点してください。

(3) 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法

2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。

8. 変更理由等

(1) 上記7. (1) ①の場合は、変更の理由を簡単に記入してください。

(2) 上記7. (1) ①のうち、譲渡、分割及び合併の届出の場合は従前の事業者の氏名又は名称を記入し、死亡届出の場合は従前の事業者である被相続人の氏名を記入してください。

9. 運行管理体制を記載した書面

譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、併せて記入すること。

(1) 所属営業所名の欄

営業所の名称を記入してください。

(2) 運行管理の責任者氏名の欄

上記営業所における、日常の運行管理の責任者の氏名を記入してください。

(記入例)

・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名記入してください。

・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した方の氏名を記入してください。

(3) 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法

2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。

10. 宣誓書

自動車車庫の位置及び収容能力の変更、譲渡、分割及び合併の届出をする場合に、自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、増車する場合において貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書補助様式

届 出 内 容					
① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置)		④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)			
② 代表者		⑤ 自動車庫の位置及び収容能力			
③ 営業所の名称及び位置		⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力			
記載欄	営業所名	新		旧	
① ②					
① ②					
③					
③					
④		軽(普通)	両 (名)	軽(普通)	両 (名)
		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)
		二 輪	両 (名)	二 輪	両 (名)
④		軽(普通)	両 (名)	軽(普通)	両 (名)
		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)
		二 輪	両 (名)	二 輪	両 (名)
⑤		位 置		位 置	
		営 業 所 か ら の 距 離	m	営 業 所 か ら の 距 離	m
		収容能力	m ²	収容能力	m ²
⑤		位 置		位 置	
		営 業 所 か ら の 距 離	m	営 業 所 か ら の 距 離	m
		収容能力	m ²	収容能力	m ²
⑥		位 置		位 置	
		収容能力	m ²	収容能力	m ²
⑥		位 置		位 置	
		収容能力	m ²	収容能力	m ²

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

令和 年 月 日

北陸信越運輸局 運輸支局長 殿

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

電 話 番 号

運賃料金設定（変更）届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定（変更）したので、下記のとおり提出します。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称

住 所

代表者名（役職名及び氏名）

2. 事業の種別（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の別）

貨 物 軽 自 動 車 運 送 事 業

3. 設定（変更）した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

4. 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 別添のとおり

運 賃 及 び 料 金 の 額 別添のとおり

適 用 方 法 別添のとおり

5. 実施年月日

令和 年 月 日より実施

6. 変更を必要とした理由

<貨物軽自動車運送事業運賃料金表>

◎車扱運賃

1. 距離制運賃表

10kmまで	円
15kmまで	円
20kmまで	円
25kmまで	円
30kmまで	円
35kmまで	円
40kmまで	円
45kmまで	円
50kmまで	円
以後5kmまでを増すごとに	円加算

2. 時間制運賃

基礎額	4時間又は40kmまで	円
	8時間又は80kmまで	円
加算額	10kmまでを増すごとに	円加算
	1時間までを増すごとに	円加算

◎諸料金

1. 積込料及び取卸料 30分を超える場合において30分までごとに、____円
※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受
※作業員1人あたりの料金
2. 待機時間料 30分を超える場合において30分までごとに、____円

◎運賃割増率

1. 品目割増

項目	内 容	割増率
易損品	電子計算機等の精密機器とその部品、 みこし、仏壇、神仏像、ピアノ類	__割以上の臨時的 約束による
危険品	高压ガス取締法、消防法及び毒物劇物 取締法に定める品目	__割以上の臨時的 約束による
	火薬類取締法に定める品目、放射性物 質及びこれに類するもの	__割以上の臨時的 約束による
特殊物件	引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	割
汚わい品	塵芥等の廃棄物、尿等	割
貴重品・高 価品	貨物運送約款9条第1項に掲げる貨物	__割以上の臨時的 約束による

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの1割を加えたもの、重量100kg又は容積1㎡以上のもの	__割以上の臨時的 約束による
--	--------------------

3. 冬期割増

地 域	期間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月 1日 至 3月31日	
岩手県のうち北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡		
岐阜県のうち高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡		

4. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	割
-----------------	---

5. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	割
----------------------	---

◎消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く。)

運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

◎運賃料金適用方法

- (1) 運賃料金は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
- (2) 運賃は、運賃表に掲げてある金額(以下「基準運賃」という。)の上下それぞれ__%の範囲内で計算します。
- (3) 割増率・割引率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ__%の範囲内で計算します。
- (4) 運賃料金を計算する場合において生じた端数は、____円単位に切り上げるものとします。
- (5) 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が2途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算します。
- (6) 2種類以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。
- (7) 3ヶ月以上にわたる文書による運送契約については、基準運賃に対して__%以内の割引率を適用することができます。
- (8) 往復輸送の場合は、往路び復路の基準運賃について、それぞれ__%以内の割引率を適用することができます。
- (9) 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。
- (10) 車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。
- (11) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。
- (12) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。
- (13) 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。
- (14) 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。
- (15) 貨物の発地又は着地が東京都特別区又は政令指定都市の場合は、所定の地区割増料を収受します。
- (16) 有料道路利用料、フェリー利用料、1個の重量が30kgを超える荷物の積卸作業等にかかる費用は、実費として収受します。
- (17) 時間制運賃の走行キロ及び時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着した時から、その作業が終了して車庫に帰着するまでとします。
- (18) この適用方法に定めのない事項は、法令に反しない範囲で当事者の取り決め又は慣習によるものとします。